



こうばるから

こんにちは

第5号 裁判特集



2016年12月18日

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 通信

【目次】

- 1. 燃えている現地：「強制収用追認の収用委員会は開催を中止せよ！」「付け替え道路工事阻止！」..... 1
- 2. 11月30日、石木ダム事業認定取消訴訟を長崎地方裁判所に提訴！..... 1
- 3. 工事差止仮処分申立人募集を開始しました。..... 3
「石木ダム事業遂行は私の危機」として全国レベルでの工事差止仮処分申立。..... 3
- 4. 長崎県と佐世保市に対して、石木ダム事業に公金を支出しないことを求める住民監査請求→住民訴訟。
..... 3
- 5. 皆さんも石木ダム工事差止仮処分申立人に！..... 3
- 6. 地元のマスコミ報道から..... 3

1. 燃えている現地：「強制収用追認の収用委員会は開催を中止せよ！」「付け替え道路工事阻止！」 二つの行動同時進行！

現地では付替道路工事阻止行動と収用委員会開催中止要請行動が続いています。

長崎県は「事業認定で公益性は認められている」として「石木ダムの必要性について原点からの話し合い」要請を拒絶し、13世帯皆さんの追出し手続きに邁進しています。実際、8月24日には4件の土地を収用してしまいました。住居4軒を含む4件の土地を対象とした第2次収用・明渡し裁決申請を審理する収用委員会の開催が10月7、9日に予定されていましたが、13世帯と支援者の皆さんは「収用委員会は事業認定の是非を問わず、土地を奪うことを追認するだけ」として中止要請の行動を行い、その結果、収用委員会は中止になりました。しかし、11月18日には非公開の収用委員会の審理が、地権者の当事者が出席を拒否したにもかかわらず、強行されています。このままでは来年3月頃に4軒の住居と4件の土地に対して収用・明渡し裁決が行われ、明渡し期限をその半年後としていることから、9月頃には立退きを迫ってくるものが危惧されます。それを許さない法的な処置として、訴訟を起こすことになりました。裁判の役割を以下に記します。

2. 11月30日、石木ダム事業認定取消訴訟を長崎地方裁判所に提訴！

このままでは強制収用が進行し、長崎県と佐世保市は来年には住居の撤去を強制し、それに従わないと代執行するだけなので、13世帯の皆さんと弁護団は3つの法廷闘争を構え、起業者・長崎県と佐世保市を法廷の場に引きずり出して、石木ダムの必要性を問い詰めることにしました。「石木ダムが不要であることを法廷の場で明らかにし、それを広く長崎県民・佐世保市民・川棚町民に伝えて共有することで、『石木ダム反対、強制収用反対』の世論を巻き起こす」という方針です。

最初の提訴は11月30日の長崎地方裁判所への事業認定取消訴訟でした。

事業認定処分を無効としてその取消しを求めます。取り消しが認められれば、収用裁決等の諸手続の執行は無効になります。しかし、取消訴訟中にも諸手続の執行は進行するので、執行停止申立を行って進行を止める必要があります。

事業認定取消訴訟の原告になれるのは地権者に限られます。提訴には期限が設けられ、事業認定処分を知った日から180日以内、もしくは行政不服審査請求の審査結果が出てから180日以内とされています。その制限から、石木ダム建設絶対反対同盟の皆さん48名と共有地権者の皆さん62名、総計110名からなる皆さんが原告になり、11名の弁護士を代理人に立てて長崎地方裁判所に石木ダム事業認定取消訴訟を提訴しました。詳しくは右に掲載した長崎新聞の論説を参照願います。



論 説

2015・12・2

禍根残す最悪の展開

石木ダム問題

東彼川棚町に計画される石木ダム問題で、反対地権者らでつくる原告団が11月30日、国を相手に計画に対する事業認定の取り消しを求める行政訴訟を長崎地裁に起こした。反対地権者が現住したまま事業が進む全国でもまれなダム計画は、ついに法廷に持ち込まれた。

石木ダムは、佐世保市の安定的水源として、川棚川流域の水害対策も兼ねて利水、治水両面の目的で県と佐世保市が建設を目指してきた。これに対し原告団は行政訴訟とは別に、当面の工事進捗(しんちよく)を阻止するため、県と佐世保市を相手に工事の差し止めを求める仮処分の申請も予定している。

土地所有者の権利を制限できるのは、憲法で規定された公共の福祉にかなう場合だ。原告団は、石木ダムの必要性の程度と、先祖伝来の土地と生活を守ろうとする住民の権利を比較すれば、明らかに後者のほうが重いと主張する。その理屈は単純だ。治水面は、既に川棚川は氾濫が起き

より対策を強めるなら追加の改修をすべきで、利水面では佐世保市の予測に反して給水量は増えない。万一の大洪水に備えるにしても、雨が降らなければダムにも水はたまらない。水は他の手段で融通するしかなく、ダムで対応できる範囲には限りがある」というものだ。

一方、計画地に現住する13世帯はここで暮らし、働き、この環境と生活を子孫に残そうという強い意思を持っている。その住民から奪おうとしているのは、単に土地や建物

といった不動産の価値にとどまらない。公共の福祉の根拠が薄弱なまま、強制収用でこの権利を破壊するのは許されない。しかし反対地権者が何度求めても、県は用地交渉なら応じるというが、事業の必要性の話し合いは拒絶する。この状況では、事業に対して客観的な評価を得るには訴訟しか方法がない。

こういった主張に、県や事業認定した国がどう反論していくか。これがこの裁判の注目点である。

仮処分に関して原告団は、

防災や水源対策をより充実させるとしても、自治体には財政上限度があり、間違った支出は県民生活の向上に充てられるべき税金の使い道に影響するとも強調し、当事者としての県民に広く原告参加を募るといふ。

40年かかって完了せず、しかし事業は止まらず、県は反対住民との対話を成り立たせることもできなかった。だが既に反対地権者の一部は強制収用され、家屋の一部も収用裁決が申請された。強制収用すれば、住民が訴訟に向かわされるのは必然だった。本県の公共事業の歴史に取り返しのつかない禍根を残す最悪の展開というほかない。(森永玲)

3. 工事差止仮処分申立人募集を開始しました。

上記の事業認定取消訴訟に続いて、工事差止仮処分申立てを行います。

「石木ダム事業遂行は私の危機」として全国レベルでの工事差止仮処分申立。

石木ダム事業がもたらす諸権利侵害の回避を目的に、工事等の中止を申立てます。

- ◇ 事業による人権・財産権侵害
- ◇ 無駄な事業による環境破壊
- ◇ 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出（補助事業なので国税も使われています）
- ◇ 本来優先されるべき事業の停滞

を拒否することを一人一人が明確に意思表示して、中止を求めます。誰もが申立人になることができます。提訴後にも随時、原告追加が可能です。

申立人募集については、5 皆さんも石木ダム工事差止仮処分申立人に！ をご覧下さい。

4. 長崎県と佐世保市に対して、石木ダム事業に公金を支出しないことを求める住民監査請求→住民訴訟。

長崎県相手には長崎県民が、佐世保市相手には佐世保市民が、「石木ダム事業は不要な事業である」として、石木ダム事業への公金支出の差し止めを求めます（住民監査請求）。この請求が認められなかったならば、長崎地方裁判所に対して、長崎県知事、佐世保市長を被告にして公金支出差し止めを求める裁判を提訴します。石木ダム問題を地方自治の問題としてとらえての訴訟です。各自治体住民が原告になることが出来ます。住民監査請求・住民訴訟の準備は少し先になるようです。

5. 皆さんも石木ダム工事差止仮処分申立人に！

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会の皆様へのお願い
工事差止仮処分申立人になってください。

石木ダム工事差止の仮処分申立人の募集については、この申立人になるための条件が何もないことから、各団体がとりまとめ、それを弁護士事務局が引き継ぐ方式にしています。長崎県内は長崎県内の団体が、県外については水源開発問題全国連絡会（水源連）と「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」がその任に当たることになりました。

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」としては、原則として長崎県内の皆様には長崎県内の団体に、長崎県外の皆様には本会「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」に申し込んでいただくようお願いいたします。どこの団体に申し込んだらよいのか分からない、という場合は、045-877-4970（本会事務局 遠藤）までお知らせ下さい。

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」に参加されている皆様、が申立人になられることをお願いいたします。長崎県外の皆様はこの会報に同封されているセットをご活用下さい。

6. 地元のマスコミ報道から

反対同盟、強制収用農地に監視小屋を設置 /長崎 毎日新聞 2015年12月11日 地方版

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダムを巡り、反対地権者13世帯でつくる「石木ダム建設絶対反対同盟」が強制収用された農地に監視小屋を設置した。県石木ダム建設事務所は「県が管理している土地なので、まずは口頭で撤去を依頼していく」としている。

農地はダム工事に使用する迂回（うかい）道路の建設用地として10月に収用された。県は10月に業者と工事契約を結び、今年度中の着工を目指している。反対同盟は工事阻止に向け、監視小屋で県職員や作業員を見張るとしている。

監視小屋は地権者の手作り。約10人が今月上旬、木材や鉄の支柱を組むなどし完成させた。地権者の石丸勇さん（66）は「県と県収用委員会が結託して我々から一方的に取り上げた土地。これ以上、工事を進ま

石木ダム訴訟

「裁判しか残っていない」

反対地権者 古里守る決意新た

「主張を世間に訴えるには裁判しか残っていない」「人事を尽くして天命を待つ」。石木ダム建設事業をめぐる、反対地権者が国を相手に事業認定取り消し訴訟を起こした30日。提訴後に長崎市内で会見した反対地権者は、複雑な心境を口にしたが、古里を守る強い決意を新たにされた。



事業認定の取り消し訴訟に向けた決意を語る地権者ら
—長崎市筑後町、県教育文化会館（荒木勝郎撮影）

ダム建設予定地には現在も13世帯約60人が生活している。地権者の一人、石丸勇さん(66)は「これだけ人が住んでいれば強制収用はないだろうと考えていた。だが、所有する水田は既に強制収用され、県は予想に

を強いられている。反対地権者の代表格、岩下和雄さん(68)は「県は今回の裁判の判決が出るまで作業を中断すべき」と訴え、結果を受けた上で事業を再考すべきだと主張。最後は「工事は絶対にさせない」と強い口調で締めくくった。

一方、訴訟に対し冷やかな見方もある。推進派の元地権者でつくる石木ダム対策協議会の山田義弘会長(78)は「反対地権者が互いに抜け出せないようにするための締め付けにしかみえない」と話した。

(熊本陽平)

水需要予測の是非争点か

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業をめぐる、反対地権者でつくる原告団が30日、国を相手に事業認定取り消しを求める行政訴訟を起こしたことを受け、県市と反対地権者との間で平行線をたどっていた同ダムの「必要・不必要」論争は司法の場に移る。県市は建設推進の姿勢を崩さず、提訴後も工事を進める考え。佐世保市の水需要予測の是非などが争点となりそうだ。

ダムから水の供給を受ける佐世保市の水需要予測に

ついては、特に双方の意見の食い違いが大きい。同市水道局は「慢性的な水源不足解消のため石木ダムは必要。事業推進は県に委任している」との立場。県は2016年度としてきた事業完了を6年延長する工程表変更案を8月公表したが、朝長則男市長は同月の記者会見で「大きく社会情勢が変化していないため、水需要予測見直しは必要ない」と考えを示している。

一方、反対地権者側は佐世保市が12年度に実施した再評価で、24年度までの水

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
 事務局：〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28
 電話&FAX 045-877-4970
 メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp
 ゆうちょ銀行口座
 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会